

税金

以下の文章中の特別障がい者とは、身体障害者手帳の障害程度 1～2 級、療育手帳 A 判定または精神障害者保健福祉手帳 1 級の障がい者をいい、その他の障がい者とは身体障害者手帳の障害程度 3～6 級、療育手帳 B 判定または精神障害者保健福祉手帳 2～3 級の障がい者をいいます。

確定申告時の所得控除

岩見沢税務署

岩見沢市 2 条東 4 丁目 5-1
(電話 22-0810)

納税義務者、控除対象配偶者または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告時の所得の金額から一人の障がい者につき特別障がい者は 40 万円、その他の障がい者は 27 万円が控除されます。また、同居の控除対象配偶者または扶養親族が特別障がい者の場合、さらに 35 万円控除されます。

市民税・道民税

税務課市民税係

納税義務者、控除対象配偶者または扶養親族が障がい者に該当する場合、所得の金額から一人の障がい者につき特別障がい者は 30 万円、その他の障がい者は 26 万円が控除されます。また同居の控除対象配偶者または扶養親族が特別障がい者の場合、さらに 23 万円控除されます。

※障がい者本人の合計所得金額が 135 万円以下の場合は非課税になります。

個人事業税

空知総合振興局課税課事業税間税係

岩見沢市 8 条西 5 丁目
(電話 20-0050)

視覚障がいの方（両眼の視力の和が 0.06 以下）が、はり、あんま等の医業に類する事業を行っている場合は個人事業税が課税されません。また、障がい者で一定の所得金額以下であれば事業税額が減免されます。

相続税

岩見沢税務署

障がい者が相続により財産を取得した場合には、85 才に達するまでの年数 1 年につき 10 万円（特別障がい者の場合は 20 万円）が税額から控除されます。

自動車取得税

空知総合振興局納税課収納管理係

(電話 20-0056)

自動車税・軽自動車税減免の対象者と同じです。なお、自動車の取得状況等、減免の対象となる基準がありますので、申請の際はご確認ください。

自動車税・軽自動車税

—— 自動車税

空知総合振興局納税課収納管理係

(電話20-0056)

軽自動車税 税務課資産税係

障がい者本人あるいは障がい者と生計を同一にする方が、もっぱら障がい者のために運転すると認められる自動車の自動車税・軽自動車税が減免されます。なお、自動車税については、自動車の使用状況等、対象となる基準がありますので、申請の際はご確認ください。

◇対象者

1) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由		■	■	■	■	■	■
体幹不自由		■	■	■		■	
視覚障がい		■	■	■	■		
聴覚障がい			■	■			
平衡機能障がい				■		■	
音声機能障がい				■ ※			
上肢不自由		■	■	■			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	■	■	■			
	移動機能	■	■	■	■	■	■
心臓機能障がい		■		■	■		
腎臓機能障がい		■		■	■		
呼吸器機能障がい		■		■	■		
膀胱・直腸機能障がい		■		■	■		
小腸機能障がい		■		■	■		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		■	■	■	■		
肝臓機能障がい		■	■	■	■		

■が該当する範囲です。

注) 二つ以上の障がいの区分に重複して障がいを有する方は、個々の障がいの区分についていずれかが■の等級に該当することが必要です。

※喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。(身体障害者手帳に喉頭摘出による旨の記載がない場合は、福祉事務所長または総合振興局長の証明書を添付してください)

2) 知的障がいのある方

療育手帳の交付を受けている方

北海道立心身障害者総合相談所または児童相談所等で知的障がいがあると判定された方

3) 精神に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1～3級)

精神保健指定医の診断により精神に障がいがあると診断された方

4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

戦傷病者手帳の交付を受け、一定の範囲の障がいを有する方

※詳しくは空知総合振興局または市役所税務課へお問合せください。

1 バリアフリー改修工事による減額

新築されてから10年以上経過した住宅のうち、平成28年4月1日から令和13年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を施し、かつ改修が完了してから3か月以内に申告したものに限り、床面積100㎡分までを限度として、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を1/3減額します。なお、他にも要件がありますので、申請の際はご確認ください。

2 熱損失防止（省エネ）改修工事による減額

平成26年4月1日以前から所在する住宅のうち、令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に、一定の熱損失防止（省エネ）工事を施し、かつ改修が完了してから3か月以内に申請したものに限り、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を床面積120㎡分までを限度として1/3減額します。なお、他にも要件がありますので、申請の際はご確認ください。

※ 新築住宅に対する減額措置等、すでに減額措置の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられませんが、バリアフリー及び熱損失防止（省エネ）改修工事に係る減額措置に限り重複適用が可能です。

